

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

須賀川市長 大寺 正晃

市町村名 (市町村コード)	須賀川市 (07207)
地域名 (地域内農業集落名)	前田川地区 (前田川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

前田川地区では、果樹を含めて農業の後継者不足が進んでいる。
地区の西側については、基盤整備が進んでいない。水利が厳しい。
水路の老朽化や貯水量不足で、羽鳥湖の水が使いにくくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作放棄地が懸念される圃場、特に畑等については、中心経営体だけに限らず、新規就農者や定年後の帰農者・就農者にも呼びかけ、地域営農へ積極的に参加してもらいながら地域一体となり農地を守る体制を確立する。また、現在の経営規模を維持しながら農地を管理し、離農者が増加した際に、担い手の負担とならないよう後継者育成の方法を模索する。
西側を含めて、全体で、基盤整備、地区整備、水害への対策、ため池、水路の整備を進めていく。収益を上げられる作物の導入を進めていくことで、担い手を誘導する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	※変更前 341.07	332.8	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	※変更前 341.07	332.8	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】			ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
未整備地区において基盤整備を導入しながら、ほ場を利用しやすい状態にし、団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。 地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農、農業法人等へ農地の集積・集約化を進める。地域での賃料の統一化による集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者、農業の廃業や経営転換をする方、また、分散作圃の解消のため、利用権の交換を考えている方は、原則として、農地中間管理機構に貸し付けていくこととする。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成26年度から令和3年度まで地区の東部で基盤整備が完了したところであるが、未整備地区でも基盤整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手希望者の意向を踏まえながら、関係育成指導機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組む。様々な支援制度を活用しながら、地域外の法人を含めた若手の担い手も呼び込んでいく。市のホームページなども活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への委託や各種農業支援サービス事業者の活用により、耕作放棄地の発生防止に努める。市農業公社の耕作放棄地対策事業も活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①ハクビシン、アライグマ対策 ⑧トイレの整備 ⑨稲わらを畜産農家に提供 ⑩畑地化促進 その他、必要事項を追加検討する。				